

《発表記者会：東北電力記者会、福島県政記者会、宮城県政記者会》

令和7年4月18日

国土交通省東北運輸局

福島交通株式会社の鉄道事業の旅客運賃上限変更認可について

令和7年3月10日付けで、福島交通株式会社から認可申請のあった鉄道事業の旅客運賃上限変更について、本日付けで申請のとおり認可しましたのでお知らせします。

同社の上限運賃変更認可は平成4年11月以来となります（消費税率引き上げによる変更を除く）。

1. 申請者

名 称：福島交通株式会社

代表者：代表取締役社長 武藤 泰典

2. 変更しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

飯坂線（福島～飯坂温泉） 9.2km

3. 申請の概要

別紙のとおり

4. 運賃改定実施予定日

令和7年5月17日

5. 主な区間の運賃の比較

- | | | | |
|-----|---|------|-----------|
| ・福島 | — | 岩代清水 | 180円→210円 |
| ・福島 | — | 笹谷 | 240円→280円 |
| ・福島 | — | 桜水 | 280円→330円 |
| ・福島 | — | 飯坂温泉 | 370円→430円 |

6. 鉄道事業者の問い合わせ先

福島交通株式会社 鉄道部（TEL：024-558-4611）

ホームページ URL：<https://ii-den.jp/>



＜お問い合わせ先＞

東北運輸局 鉄道部 計画課

水澤・加藤

TEL：022-791-7526

(別紙)

1. 福島交通株式会社の申請内容

(1) 変更する運賃の上限の種類、額

(単位：円)

営業キロ程 (km)	普通旅客運賃		定期旅客運賃(1か月)			
	現行	改定	通勤定期		通学定期	
			現行	改定	現行	改定
～2	150	180	5,390	7,020	3,600	4,320
～3	180	210	6,540	8,190	4,360	5,040
～4	210	250	7,690	9,750	5,130	6,000
～5	240	280	8,840	10,920	5,910	6,720
～6	280	330	10,010	12,870	6,680	7,920
～7	320	370	11,160	14,430	7,450	8,880
～8	340	400	11,930	15,600	7,950	9,600
～9	360	420	12,700	16,380	8,470	10,080
～10	370	430	13,460	16,770	8,980	10,320

※小児運賃は、普通旅客運賃を折半した額

3か月定期旅客運賃は、1か月定期旅客運賃を3倍し、5%を差し引いた額

6か月定期旅客運賃は、1か月定期旅客運賃を6倍し、10%を差し引いた額

(いずれも10円未満切上げ)

2. 改定率(原価計算期間(令和8～10年度)における増収率)

定期外	定期		全体
	通勤	通学	
17.01%	27.24%	17.35%	20.15%

3. 鉄道事業の収入・総括原価表

(単位：千円)

		令和6年度 【実績】	令和7年度 【推定】	令和8～10年度合計 (原価計算期間)【推定】	
				現行	改定
収入合計(A)		445,367	425,274	1,310,357	1,556,007
原価合計(B)		471,785	499,825	1,520,652	1,520,652
配当所要額(C)		35,894	94,311	282,933	282,933
収支率 (%)	A/B	94.4	85.1	86.2	102.3
	A/(B+C)	87.7	71.6	72.7	86.3

※令和7年度【推定】は現行運賃により算出した数値

経営計画等については、事業者HP等の公表資料をご覧ください。